

「なつトプラン」のご契約に関する重要事項説明書

本重要事項説明書は、ガス事業法および特定商取引に関する法律に基づく書面となりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

1. 適用

弊社が、一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してガスの供給を受ける一般の需要に応じてガスを供給するときのガス料金その他の供給条件は、ガス供給条件によります。なお、ガス料金については、弊社が、別に定める主契約料金表および特約料金表（以下これらを総称して「料金表」といいます。）によります。

2. 供給条件および料金表の変更

- (1) 弊社は、ガス供給条件および料金表を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約使用期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後のガス供給条件および料金表によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、弊社は、変更された税率にもとづき、ガス供給条件および料金表を変更いたします。この場合、契約使用期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
- (3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、弊社は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、ガス供給条件または料金表を変更することがあります。この場合、契約使用期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
- (4) (1)、(2)または(3)の場合、弊社は、ガス供給条件および料金表の変更前は、ガス供給条件および料金表の変更内容を、変更後は、ガス供給条件および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに弊社の名称および所在地を、ガス事業法第 14 条に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）およびガス事業法第 15 条に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他のガス需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、弊社のホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付もいたしません。

3. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たにガスの需給契約を希望される場合は、あらかじめガス供給条件および料金表を承諾のうえ、弊社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。また、弊社が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの（需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人のときは運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。
- (2) (1)による需給契約の申込みについて、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾のうえ、申込みをしていただきます。なお、弊社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
 - ・お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者が定める託送約款等に定める需要家等に関する事項を遵守すること。
 - ・弊社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般ガス導管事業者が託送供給のために必要とする事項について、当該一般ガス導管事業者に提供すること。
 - ・弊社が、ガス事業法令に定める直近のガス機器調査の結果（需給開始時において開栓を伴わない場合に限りです。）等、需給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から提供を受けること。
- (3) 当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給検討については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

4. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを弊社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般ガス導管事業者との託送供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、ガスを供給できないことが明らかになった場合には、弊社は、需給契約の成立の日に遡って需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 供給者変更における供給開始予定日は、託送約款等に定める定例検針日の翌日といたします。（当該一般ガス導管事業者が、定例検針日に検針が出来なかった場合、当該一般ガス導管事業者が検針を行った日の翌日から供給開始となります。）また、開栓における供給開始日は、弊社の消費機器調査、点火確認等の作業が完了した後から供給開始となります。（開栓は、必ず立会いが必要となります。）
- (3) 契約期間は、次によります。
 - ・契約期間は需給契約が成立した日から、契約使用期間満了の日までといたします。
 - ・契約使用期間は、4月1日から翌年の3月31日まで（料金適用開始の日が属する年度については、当該年度の3月31日まで）といたします。
 - ・契約期間満了に先だって、お客さままたは弊社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は、契約使用期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、弊社は、契約使用期間満了前は、新たな契約使用期間を、契約締結前交付書面を交付することなく、弊社のホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。また、契約の継続後は、新たな契約使用期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに弊社の名称および所在地を、契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

5. 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）の翌日から次の検針日までの期間といたします。ただし、ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から次の検針日までの期間（開始日を含みます。）または直前の検針日の翌日から消滅日までの期間（消滅日を含みます。）といたします。

6. 使用量の算定

- (1) 料金の算定期間における使用量は、託送約款等に定めるところにより検針および算定されたガス量といたします。なお、託送約款等に定めるところにより検針および算定されたガス量が見直された場合、弊社は、見直し後の使用量によって精算いたします。
- (2) 弊社は、当該一般ガス導管事業者から受領した使用量等を弊社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) ガスメーターの故障等によってガス量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間における使用量は、託送約款等にもとづき、前3月間もしくは前年同期の同一期間のガス量または取り替えたガスメーターによるガス量その他の事情を基準として、当該一般ガス導管事業者と弊社との協議により定めた値といたします。

7. 料金の算定

- 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - 託送約款等に定める定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合
 - ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金の算定期間が29日以下または36日以上となったとき。
 - 需給契約を変更したことにより、料金に変更があった場合で、料金の算定期間が29日以下または36日以上となったとき。
- 料金は、需給契約ごとに当該契約種別および特約種別の料金を適用し、1月ごとの使用量にもとづき算定された基本料金と従量料金（原料費調整額を含む）の合計といたします。なお、特約種別については、適用条件を満たす場合に適用いたします。

【なつクプラン料金表（原料費調整額を含まない）】

料金表	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D	料金表E	料金表F	料金表G	料金表H
ガス使用量	0 m ³ /月 から 20 m ³ /月 まで	20 m ³ /月 をこえ 50 m ³ /月 まで	50 m ³ /月 をこえ 100 m ³ /月 まで	100 m ³ /月 をこえ 200 m ³ /月 まで	200 m ³ /月 をこえ 350 m ³ /月 まで	350 m ³ /月 をこえ 500 m ³ /月 まで	500 m ³ /月 をこえ 1,000 m ³ /月 まで	1,000 m ³ /月 をこえる
基本料金 (1月・1契約 につき)	745円10銭	1,239円38銭	1,243円80銭	1,652円80銭	2,988円00銭	3,292円50銭	6,242円10銭	6,552円10銭
従量料金 (1m ³ につき)	155円88銭	131円23銭	131円10銭	126円99銭	120円29銭	119円40銭	113円48銭	113円17銭

※毎月の原料費調整額については、弊社ホームページをご参照ください。(https://kepco.jp/gas/menu_nattoku)

8. 電気セット割引

- 同一需要場所において、ガス需給契約と同一名義^{*}により、弊社が別に定める、電気特定小売供給約款および電気特定小売供給約款によらない供給条件として経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件の電灯契約種別（定額電灯、臨時電灯A、臨時電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯A、公衆街路灯Bおよび公衆街路灯Cを除きます。）、電気供給条件（低圧）に規定する料金表の電灯契約種別、auでんき供給約款（弊社・K D D I）に規定する料金表の電灯契約種別または電気供給条件（特別高圧・高圧）に規定する料金表の契約種別（高圧臨時電力A S、高圧臨時電力B S、高圧臨時電力A L、高圧臨時電力B L、特別高圧臨時電力Aおよび特別高圧臨時電力Bを除きます。）により電気の供給を受けている場合に適用いたします。
 ※ガス需給契約の名義と電気需給契約の名義が完全に一致する必要があります。
- 基本料金および従量料金（原料費調整額を除く）の合計によって算定された金額の3%を割引いたします。

9. 料金その他の支払方法

- お客さまは、料金については毎月、工事費、工事負担金、設備負担金およびその他についてはそのつど、弊社が指定した金融機関等を通じて支払うものといたします。なお、料金の支払いを弊社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、原則として次によります。
- 口座振替またはクレジットカードによる支払いとし、あらかじめ弊社に申し出ていただきます。なお、弊社と電気需給契約がある場合については、電気料金の支払方法（振込用紙による支払いを除きます。）と同じ支払方法を選択していただけます。
 - お客さまは、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき、帳票発行手数料を支払うものといたします。なお、お客さまは、帳票発行手数料を、弊社が各帳票を発行した月の料金とあわせて支払うものといたします。

帳票	単位	金額
書面による使用量の通知を希望される場合	1料金の算定期間および	108円00銭
振込用紙による支払いを希望される場合	1契約につき	216円00銭

10. 延滞利息

- お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまは、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を支払うものといたします。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額の金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- お客さまは、延滞利息を、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払うものといたします。

11. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、弊社供給ガスの類別は13Aですので、ガス機器は、13Aとされているガス機器が適合いたします。

- 熱量 標準熱量……45メガジュール 最低熱量……44メガジュール
- 圧力 最高圧力……2.5キロパスカル 最低圧力……1.0キロパスカル
- 燃焼性 最高燃焼速度……47 最低燃焼速度……35 最高ウォッペ指数……57.8 最低ウォッペ指数……52.7
 ガスグループ……13A 燃焼性の類別（旧呼称）……13A

12. 需要場所への立入りによる業務の実施

お客さまは、弊社または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- 周知および調査のための業務
- 供給の開始、供給の制限等、供給の制限等の解除、需給契約の消滅または解約等により必要な処置
- 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務（検針、検査、供給施設的设计・施工・維持管理、メーター取替等）
- その他ガス供給条件および料金表によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または保安上必要な業務

13. 違約金

- お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、お客さまは、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として支払うものといたします。
 - お客さまがガス工作物の改変等によって不正にガスを使用された場合
 - お客さまがガス供給条件および料金表に反し、需給契約を解約された場合
- (1)の免れた金額は、ガス供給条件および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- 不正に使用した期間が確認できない場合は、弊社が決定した期間といたします。

14. 供給の制限等

お客さまは、供給の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 弊社または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。
 - ・災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合
 - ・ガス工作物に故障が生じた場合
 - ・ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合
 - ・法令の規定による場合
 - ・ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、弊社または当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告その他適切な方法によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合等は、この限りではありません。
- (3) (1)の場合には、弊社は、料金の減額等を行いません。

15. 損害賠償等

- (1) 託送約款等に定める託送供給の制限、停止または中止の事由に該当し、お客さまがガスの使用の制限、停止または中止を行わなかったことおよびその他お客さまの責めとなる理由により、当該一般ガス導管事業者が損害を受けた場合で、託送約款等にもとづき、弊社が当該一般ガス導管事業者から賠償の請求を受けたときは、お客さまは、その賠償に要する金額を、弊社が定める日までに、弊社に支払うものといたします。
- (2) ガス供給条件に定める事項により、供給の開始日を変更した場合、「14. 供給の制限等」(1)によってガスの供給が制限、停止もしくは中止され、またはガスの使用を制限、停止もしくは中止した場合で、それが弊社の責めとならない理由によるものであるときには、弊社は、お客さままたは第三者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 「18. 解約等」によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、弊社は、お客さままたは第三者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) その他弊社の責めとならない理由によりお客さままたは第三者が損害を受けた場合は、弊社は、賠償の責めを負いません。
- (5) 弊社がお客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合には、故意または重過失の場合を除き、その賠償対象となる損害の範囲は、逸失利益を除く通常損害に限るものといたします。

16. 需給契約の変更

- (1) お客さまがガスの需給契約の変更を希望される場合は、「3. 需給契約の申込み」に定める新たにガスの需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) (1)の場合、弊社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに弊社の名称および所在地を、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

17. 需給契約の消滅

- (1) お客さまがガスの使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、弊社に通知していただきます。弊社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓、その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (2) 需給契約は、次の場合を除き、お客さまが弊社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - ・需給契約は契約使用期間満了日をもって消滅するものといたします。
 - ・「18. 解約等」によって、弊社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。
 - ・弊社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
 - ・弊社の責めとならない理由により弊社が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
 - ・お客さまがガスの供給を受けるガス小売事業者を変更されることにともない、弊社との需給契約の廃止期日を通知される場合で、新たなガス小売事業者がガスを供給するために必要な手続きを、託送約款等に定める日までにに行わなかったときは、廃止期日にかかわらず、需給契約は消滅しないものといたします。
- (3) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、需給契約の消滅後、ガスメーター等当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。
- (4) 需給契約の消滅にともない、当該一般ガス導管事業者が設備の原状回復を行う場合で、託送約款等にもとづき、弊社が当該一般ガス導管事業者からその費用の請求を受けたときは、お客さまは、当該金額を、弊社が定める日までに、弊社に支払うものといたします。

18. 解約等

- (1) 弊社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ① お客さまの責めとなる理由により「14. 供給の制限等」によってガスの供給が制限、停止もしくは中止され、またはガスの使用を制限、停止もしくは中止していただいた場合で弊社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。
 - ② お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ③ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ④ お客さまがガス供給条件および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費、工事負担金、設備負担金その他ガス供給条件および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (2) お客さまがその他ガス供給条件および料金表に反した場合には、弊社は、需給契約を解約することがあります。
- (3) (1)および(2)の場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまが(1)②に該当する場合で、弊社が(3)によりお知らせした日以降に、お客さまが料金を支払われたときには、その旨を弊社に通知していただきます。なお、弊社に通知がない場合には、弊社は、需給契約を解約することがあります。
- (5) 弊社は、同一条件での需給契約の継続が困難となる場合等弊社が必要と認める場合には、解約の3月前までにその旨を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせのうえ、需給契約を解約することがあります。ただし、需給契約の解約のお知らせに必要な情報の変更手続きをお客さまが怠ったことにより、お知らせができない場合には、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお知らせを発信した日にお知らせを行ったものとみなします。
- (6) (1)、(2)、(4)または(5)によって、弊社が需給契約を解約する場合は、弊社は、解約日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。
- (7) お客さまが、「17. 需給契約の消滅」(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、ガスを使用されていないことが明らかな場合には、弊社または当該一般ガス導管事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

19. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

20. ガス工事

- (1) ガス工事は、弊社または当該一般ガス導管事業者に申し込んでいただき、当該一般ガス導管事業者が施工いたします。ただし、当該一般ガス導管事業者が託送約款等で定める一定の工事は、当該一般ガス導管事業者の承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。
- (2) 内管およびガス栓はお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (3) お客様のために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (4) お客様の申し込みによりそのお客様のために設置される整圧器は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (5) お客様の申し込みにより設置される昇圧供給装置は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (6) ガスメーターは、当該一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客様にご負担していただきます。
- (7) 本支管および整圧器（(4)の整圧器は除きます。）は、当該一般ガス導管事業者の所有とし、当該一般ガス導管事業者が託送約款等で定める負担額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客様にご負担していただきます。
- (8) お客様所有の供給施設の修繕費はお客様にご負担していただき、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設の修繕費は、当該一般ガス導管事業者が負担することを原則といたします。

21. 工事費等の支払いおよび精算

- (1) 弊社が当該一般ガス導管事業者から、託送約款等にもとづき、お客様へのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、設備負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、お客様は、その金額を、弊社が定める日までに、弊社に支払うものとしたします。
- (2) 当該一般ガス導管事業者から、工事完了後、工事費、工事負担金または設備負担金等の精算を受けた場合は、弊社は、工事費、工事負担金または設備負担金等をすみやかに精算するものとしたします。

22. 供給施設等の保安責任

お客様は、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものとしたします。

- (1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客様の資産となるお客様等が所有または占有する土地と道路との境界線よりガス栓までの供給施設については、お客様の責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、(3)に定める検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客様の承諾がえられないことによる検査ができなかった場合等、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客様が損害を受けたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客様の承諾をえて検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果を、すみやかにお客様にお知らせします。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、当該一般ガス導管事業者所有の設備について維持管理の責任を負うものとします。

23. 周知および調査義務

- (1) 弊社は、お客様に対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 弊社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客様の承諾をえて、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客様にガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったと生ずべき結果をお知らせいたします。また、お客様は、調査の結果を弊社が当該一般ガス導管事業者に通知することについて、承諾するものとしたします。
- (3) 弊社は、(2)のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

24. 保安に対するお客様の協力

お客様は、次の事項を承諾するものとしたします。

- (1) お客様は、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。また、弊社がガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知することがあります。これらの場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。
- (2) 弊社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客様に弊社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客様は、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。なお、弊社が、マイコンメーターの復帰操作等、中断の解除のための操作を行うことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、弊社は、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知することがあります。
- (3) お客様は、「22. 供給施設等の保安責任」(3)および「23. 周知および調査義務」(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) 弊社または当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客様に、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客様が供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、弊社を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾をえていただきます。
- (6) お客様は、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客様の敷地内の供給施設の管理等について、お客様に協議を求めることがあります。
- (8) お客様は、需要場所で使用されるガス機器に応じて、フィルター等の必要な設備を設置していただきます。

25. お客様の責任

お客様は、次の事項を承諾するものとしたします。

- (1) お客様は、「23. 周知および調査義務」(1)の規定により弊社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客様は、乾燥器、炉、ポイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ弊社の承諾をえていただきます。また、弊社は、これらの情報および当該一般ガス導管事業者の保安業務に有益な情報等について、当該一般ガス導管事業者に通知いたします。
- (3) お客様は、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
 - ・お客様は、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならない。
 - ・仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客様は、保安業務に協力しなければならない。なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客様が保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣から当該所有者および占有者に協力するよう勧告されることがあります。
- (4) お客様は、圧縮ガス等を併用する場合等、昇圧供給装置を使用する場合等は事前に弊社にお知らせしていただきます。

26. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、託送約款等にもとづき、弊社を通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

27. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合は、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を弊社へ提供することについて、承諾するものといたします。

28. 個人情報の取扱い

弊社は、個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを十分認識し、個人情報の取扱いについて定めた法令等を遵守するとともに、プライバシー権等の権利にも配慮した適切な取扱いを図ります。また、取扱いを必要に応じて見直し、改善に努めてまいります。

<p>個人情報の利用目的</p>	<p>弊社では、次の事業において、契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの開発・改善、商品・サービスに関するダイレクトメール等によるご案内、その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で個人情報を利用いたします。</p> <p>(1) 電気事業 (2) ガス事業 (3) 熱供給事業 (4) エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買および輸送 (5) エネルギー関連の設備および機械器具の製造、販売、リース、設置、運転および保守(6) 電気通信事業 (7) 情報処理および情報提供サービス事業 (8) 放送事業 (9) 不動産の売買、賃貸借および管理ならびに不動産投資顧問業 (10) ホテル事業 (11) 介護サービス事業 (12) 鉄道およびバスによる運輸事業 (13) 土木・建築に関する調査、設計、施工および監理 (14) 前各号の事業および環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売 (15) 前各号の附帯関連する事業</p>
<p>共同利用 プライバシー ポリシー</p>	<p>弊社は、以下の者との間で個人情報を共同利用することがあります。</p> <p>(1) ガス小売事業者 (2) 一般ガス導管事業者</p> <p>※詳細は、弊社ホームページの共同利用プライバシーポリシー (https://www.kepco.co.jp/siteinfo/privacy/) をご参照ください。</p>
<p>個人情報の共同利用</p>	<p>◇共同利用する者の範囲</p> <p>弊社は、次の事業者との間で個人情報を共同利用することがあります^{※1}。 ガスの保安、ガス設備・機器の修理・販売、ガスの販売代理業務等を行う事業者（以下、「関電ガスパートナー企業・団体」といいます。）^{※2}</p> <p>なお、弊社は上記事業者の追加・変更を行うことができるものとします。この場合、追加・変更の1ヶ月前までに、「関電ガスパートナー企業・団体の一覧」を更新するものとします。</p> <p>※1 弊社は共同利用の目的のために情報項目ごとに必要な範囲の事業者を限定してお客さまの個人情報を共同利用します。</p> <p>※2 詳細につきましては、弊社ホームページの「関電ガスパートナー企業・団体の一覧」(https://kepco.jp/gas/partner) をご参照ください。</p> <p>◇共同利用の目的</p> <p>(1) 供給設備・保有ガス機器（附帯設備を含む）および警報器（以下「ガス機器等」といいます。）の安全性・品質向上のための情報収集</p> <p>(2) エネルギー・ガス機器等の案内および販売（リース・レンタル等を含む）</p> <p>(3) ガス機器等の保証期間内修理その他の修理</p> <p>(4) 保安活動の円滑な遂行およびエネルギー・ガス機器等に関連して生ずる共同利用者間の債権債務決済業務</p> <p>(5) 前各号に附帯関連する業務</p> <p>◇共同利用する情報項目</p> <p>(1) 基本情報：お客さまの氏名、住所、電話番号、小売供給等契約の契約番号、および契約種別</p> <p>(2) 供給地点に関する情報：メーターガス栓位置情報、供給設備情報</p> <p>(3) 履歴等：ガス機器等に関する購入・販売（リース・レンタル等を含む）・施工情報および修理履歴（修理内容・結果、故障原因）、弊社または関電ガスパートナー企業・団体のサービスや機器のご利用状況、弊社または関電ガスパートナー企業・団体が実施する各種アンケート結果、弊社または関電ガスパートナー企業・団体のウェブサイトの利用状況、弊社または関電ガスパートナー企業・団体のお客さまとの通信・訪問履歴</p> <p>◇共同利用の管理責任者</p> <p>関電ガスパートナー企業・団体が保有する供給設備・ガス機器等に関する購入・販売（リース・レンタル等を含む）・施工情報および修理履歴（修理内容・結果、故障原因）、関電ガスパートナー企業・団体のサービス・機器のご利用状況、関電ガスパートナー企業・団体が実施する各種アンケート結果、関電ガスパートナー企業・団体のウェブサイトの利用状況およびお客さまとの通信・訪問履歴：関電ガスパートナー企業・団体</p> <p>上記以外の情報：関西電力株式会社</p>
<p>関西電力のグループ会社への個人情報の提供</p>	<p>弊社は、関西電力のグループ会社（以下「グループ会社」といいます。）が提供する各種商品・サービスの案内、商品・サービスの開発・改善、サービス改善等のための各種調査・分析、問い合わせへの対応、その他これらに付随する業務に利用するために、弊社が保有する個人情報をグループ会社に提供いたします。</p> <p>※詳細は、弊社ホームページの「個人情報の取扱いについて」(https://www.kepco.co.jp/siteinfo/privacy/) をご参照ください。</p>

29. その他

本書面に記載のない事項は、ガス供給条件および料金表によるものといたします。ガス供給条件および料金表は弊社ホームページで確認することができます。

(https://kepco.jp/gas/menu_nattoku)

2019年9月現在

契約解除（クーリング・オフ）に関する事項

- (1) 弊社または販売代理店から特定商取引に関する法律に定める訪問販売または電話勧誘販売により契約締結したお客さまは、本書面受領日（その日より前に法第4条または第18条の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日）から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面により契約の申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- (2) (1)に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社または販売代理店が法第6条第1項もしくは第21条第1項の規定に違反して契約の申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または、弊社もしくは販売代理店が法第6条第3項もしくは第21条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって契約の申込みの撤回または契約の解除を行わなかった場合には、弊社または販売代理店が交付した法第9条第1項ただし書または第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面により契約の申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- (3) 契約の申込みの撤回または契約の解除は、お客さまが、契約の申込みの撤回または契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。
- (4) 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合においては、弊社は、お客さまに対し、その契約の申込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金、および既に契約に基づき提供されたガスに係る対価その他の金銭のお支払いを請求いたしません。
- (5) 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、お客さまに対し、速やかに、その全額を返還いたします。また、契約に係るガスの提供にともないお客さま等の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

ガス供給サービスを提供するガス小売事業者

事業者名 : 関西電力株式会社 (小売事業者登録番号: A 0 0 0 1)	お問い合わせ先: 0 8 0 0 - 7 7 7 - 7 1 0 9 (通話料無料)
代表者名 : 取締役社長 岩根 茂樹	受付時間: 9時～18時 (土・日・祝・年末年始を除く)
本拠地所在地: 〒530-8270 大阪府北区中之島3丁目6番16号	

2019年10月1日より、以下のとおり重要事項の一部を変更いたします。

7. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - ・ 託送約款等に定める定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合
 - ・ ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金の算定期間が29日以下または36日以上となったとき。
 - ・ 需給契約を変更したことにより、料金に変更があった場合で、料金の算定期間が29日以下または36日以上となったとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別および特約種別の料金を適用し、1月ごとの使用量にもとづき算定された基本料金と従量料金（原料費調整額を含む）の合計といたします。なお、特約種別については、適用条件を満たす場合に適用いたします。

【なっトクプラン料金表（原料費調整額を含まない）】

料金表	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D	料金表E	料金表F	料金表G	料金表H
ガス使用量	0 m ³ /月 から 20 m ³ /月 まで	20 m ³ /月 をこえ 50 m ³ /月 まで	50 m ³ /月 をこえ 100 m ³ /月 まで	100 m ³ /月 をこえ 200 m ³ /月 まで	200 m ³ /月 をこえ 350 m ³ /月 まで	350 m ³ /月 をこえ 500 m ³ /月 まで	500 m ³ /月 をこえ 1,000 m ³ /月 まで	1,000 m ³ /月 をこえる
基本料金 (1月・1契約 につき)	758円90銭	1,262円33銭	1,266円83銭	1,683円41銭	3,043円33銭	3,353円47銭	6,357円69銭	6,673円44銭
従量料金 (1m ³ につき)	158円77銭	133円66銭	133円53銭	129円34銭	122円52銭	121円61銭	115円58銭	115円27銭

※毎月の原料費調整額については、弊社ホームページをご参照ください。(https://kepco.jp/gas/menu_nattoku)

※消費税法および地方税法において規定されている経過措置にもとづき、2019年9月30日以前からご使用いただき、10月1日以降も継続してご使用いただく場合は、2019年10月の検針日の翌日以降のご使用分(11月分)から上記新単価を適用いたします。

9. 料金その他の支払方法

お客さまは、料金については毎月、工事費、工事負担金、設備負担金およびその他についてはそのつど、弊社が指定した金融機関等を通じて支払うものいたします。なお、料金の支払いを弊社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、原則として次によります。

- (1) 口座振替またはクレジットカードによる支払いとし、あらかじめ弊社に申し出ていただきます。なお、弊社と電気需給契約がある場合については、電気料金の支払方法（振込用紙による支払いを除きます。）と同じ支払方法を選択していただきます。
- (2) お客さまは、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき、帳票発行手数料を支払うものいたします。なお、お客さまは、帳票発行手数料を、弊社が各帳票を発行した月の料金とあわせて支払うものいたします。

帳票	単位	金額
書面による使用量の通知を希望される場合	1料金の算定期間および	110円00銭
振込用紙による支払いを希望される場合	1契約につき	220円00銭